

核兵器禁止条約の批准を求める意見書

安中市議会が2007年に決議した非核平和都市宣言では「我が国は歴史上唯一の被爆国であるという事実を厳しく受けとめ、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを世界の人々に訴え続け、この地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。私たちは、緑豊かな山々と清流に恵まれた自然を守り、深い歴史と文化に彩られた遺産を未来に引き継ぐため、平和を希求する人々と手を携え、核兵器も戦争もない世界の恒久平和の実現に向けて努力することを誓う」としている。このことも踏まえ、核兵器禁止条約への署名と批准の進めよう強く要望する。

理 由

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は、2017年7月に国連で採択された。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転などを幅広く禁止するとともに、核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっている。さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという言葉も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験を、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが汲み取られたものと言える。

同条約は2020年10月24日、条約発効の要件である批准国が50か国となり、2021年1月22日に発効されたところだが、条約制定の交渉会議に加わらなかった日本政府は、条約に不参加の姿勢を貫いている。本来であれば、日本政府は、唯一の戦争被爆国として、核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促し、参加できない国もどのような条件があれば可能なか議論しなければならなかった。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願に背を向けたものである。

2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米口のINF(中距離核戦力)全廃条約が2019年に失効、NPT(核不拡散条約)再検討会議は新型コロナウイルス感染症の世界規模の拡大に際して再延期が検討されるなど、核兵器廃絶に向けた動向がいま世界的に停滞している。

日本は、米国の核の傘や抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮する時である。そして、核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきである。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を実現するため、次の事項を実行するよう強く要望する。

- 1 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約への署名と批准の進めようこと。
- 2 核兵器保有国に対して、被爆国として核兵器禁止条約への署名と批准の進めよう促すこと。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。